



資料編

- 1 部門別の個別計画について
- 2 統計からみた秋田市の概要
- 3 策定体制

1 部門別の個別計画について

本総合計画は、将来都市像「しあわせ実感 緑の健康文化都市」の実現のために、その将来都市像を支える5つの分野別将来都市像を掲げています。5つの分野別将来都市像に位置づけられるそれぞれのまちづくりは、今回の期間計画へ掲載した様々な取り組みや事業によって進められるものです。

総合計画では、これらの取り組みや事業を目的別に体系化し、推進することとしており、また商工業や農業、観光、福祉、教育などの各部門においても、個別の計画を策定し、より具体的な施策推進のための方策を定めています。

この部門ごとの個別の計画については、総合計画と一体となって進められていくものであり、また総合計画の推進のための支えとなるものです。それらの計画の一部について、計画推進のための取組や分野別将来都市像ごとにまとめ、記載しました。

「計画推進のための取組」にかかわる計画

計画名	計画期間
秋田市職員研修基本計画	平成18年度～22年度
第4次秋田市行政改革大綱	平成18年度～22年度
第三次秋田市定員適正化計画	平成17年度～26年度

すべての分野別将来都市像にかかわる計画

計画名	計画期間
緑あふれる新県都プラン	平成17年度～27年度
秋田市過疎地域自立促進計画	平成17年度～21年度

「豊かで活力に満ちたまちづくり」にかかわる計画

計画名	計画期間
秋田市商業振興ビジョン	平成19年度～27年度
秋田市貿易振興ビジョン2004	平成16年度～25年度
秋田市農林水産業・農村振興基本計画	平成18年度～27年度
農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想	平成18年度～27年度
秋田農業振興地域整備計画書	平成18年度～27年度
秋田市観光振興計画	平成18年度～27年度
秋田市大森山動物園再整備計画	平成19年度～27年度
秋田市グリーン・ツーリズム推進計画	平成18年度～27年度
秋田市中心市街地活性化基本計画	平成20年度～24年度 (19年度策定予定)

「緑あふれる環境を備えた快適なまちづくり」にかかわる計画

計画名	計画期間
秋田市環境基本計画	平成19年度～27年度
エコあきた行動計画	平成15年度～
秋田市一般廃棄物処理基本計画	平成19年度～27年度
第4期秋田市分別収集計画	平成18年度～22年度
第5次秋田市総合都市計画	平成13年度～22年度
第2次秋田市国土利用計画	平成12年度～22年度
秋田市緑の基本計画	平成9年度～22年度
新秋田市住宅マスタープラン	平成14年度～22年度
秋田市耐震改修促進計画	平成19年度～27年度
秋田市水道事業基本計画	平成19年度～28年度
秋田水環境創造計画	平成19年度～23年度
秋田市交通バリアフリー基本構想および特定事業計画	平成17年度～22年度

「健康で安全安心に暮らせるまちづくり」にかかわる計画

計画名	計画期間
第8次秋田市交通安全計画	平成18年度～22年度
平成19年度秋田市食品衛生監視指導計画	平成19年度（年度ごとに策定）
健康あきた市21	平成15年度～22年度
市立秋田総合病院中期経営計画	平成19年度～21年度
秋田市消防本部の将来構想	平成18年度～27年度

「家族と地域が支えあう元気なまちづくり」にかかわる計画

計画名	計画期間
秋田市男女共生社会への市民行動計画（第3次改訂）	平成19年度～24年度
秋田市地域福祉計画	平成16年度～20年度
秋田市次世代育成支援行動計画	平成17年度～21年度
秋田市子ども条例推進計画	平成19年度（年度ごとに策定）
第3次秋田市障害者プラン(障害福祉計画)	平成19年度～24年度 (19年度～23年度)
第5次秋田市高齢者プラン	平成18年度～20年度

「人と文化をはぐくむ誇れるまちづくり」にかかわる計画

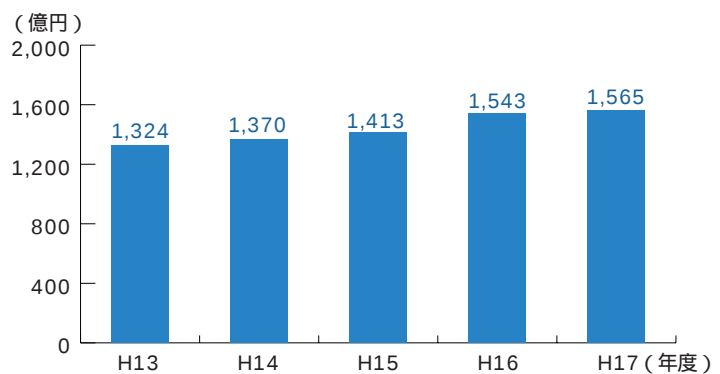
計画名	計画期間
秋田市スポーツ振興マスタープラン	平成17年度～22年度
秋田市国際交流マスタープラン	平成19年度～27年度
第3次秋田市社会教育中期計画	平成18年度～22年度
(仮称)秋田市教育ビジョン	平成20年度～24年度 (19年度策定予定)

2 統計からみた秋田市の概要

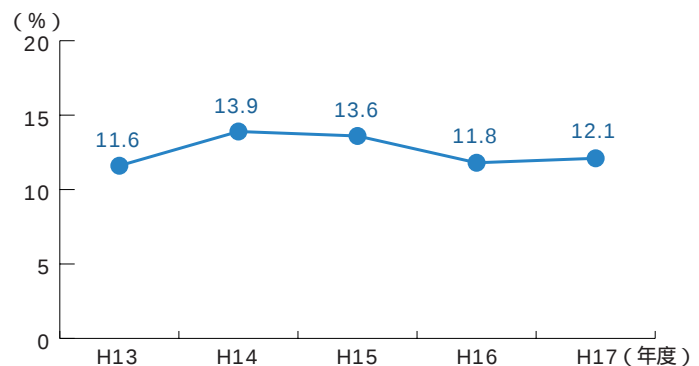
● 基本事項

項目	指標	備考
1 行政区域面積	905.67km ²	・平成17年1月11日現在
2 人口密度	366.3人/km ²	・平成18年10月1日現在（推計値）
3 年少人口比率	13.2%	・平成17年10月1日現在 0～14歳人口 / 総人口 × 100
4 生産年齢人口比率	65.6%	・平成17年10月1日現在 15～64歳人口 / 総人口 × 100
5 老年人口比率	21.1%	・平成17年10月1日現在 65歳以上人口 / 総人口 × 100
6 財政規模	357,796円	・平成17年度普通会計決算額 119,635,089千円 ・人口（平成17年4月1日現在）1人あたりの歳出決算額
7 市税比率	35.6%	・平成17年度普通会計決算額 ・歳入に占める市税比率
8 市税負担額	128,917円	・平成17年度普通会計決算額 43,105,455千円 ・人口（平成17年4月1日現在）1人あたりの市税負担額
9 財政力指数	0.632	・平成15年度～17年度の3カ年における基準財政収入額を基準財政需要額でわった平均
10 行政投資額	34,814円	・平成17年度普通会計決算額 11,640,696千円 ・人口（平成17年4月1日現在）1人あたりの歳出決算合計額

● 普通会計における市債残高の推移



● 普通会計における市債の歳入に占める割合の推移



●産業

項目	指標	備考
1 就業者比率	46.4%	・平成17年国勢調査 ・総人口に占める就業者の割合
2 常用有効求人倍率	0.63	・平成17年度 ・秋田公共職業安定所管内分
3 市内総生産額	1,185,151百万円	・平成15年度
4 市民分配所得	2,914千円	・平成15年度 ・市民1人あたり
5 製造品出荷額等	302,537百万円	・平成16年12月31日「工業統計調査」 ・従業員4人以上の事業所の製造品出荷額等
6 年間販売額	1,400,508百万円	・平成14年6月1日「商業統計調査」・卸売・小売業の合計額
7 経営耕地面積	173.0 a	・平成17年2月1日「農林業センサス」 ・農家1戸あたり

●都市環境

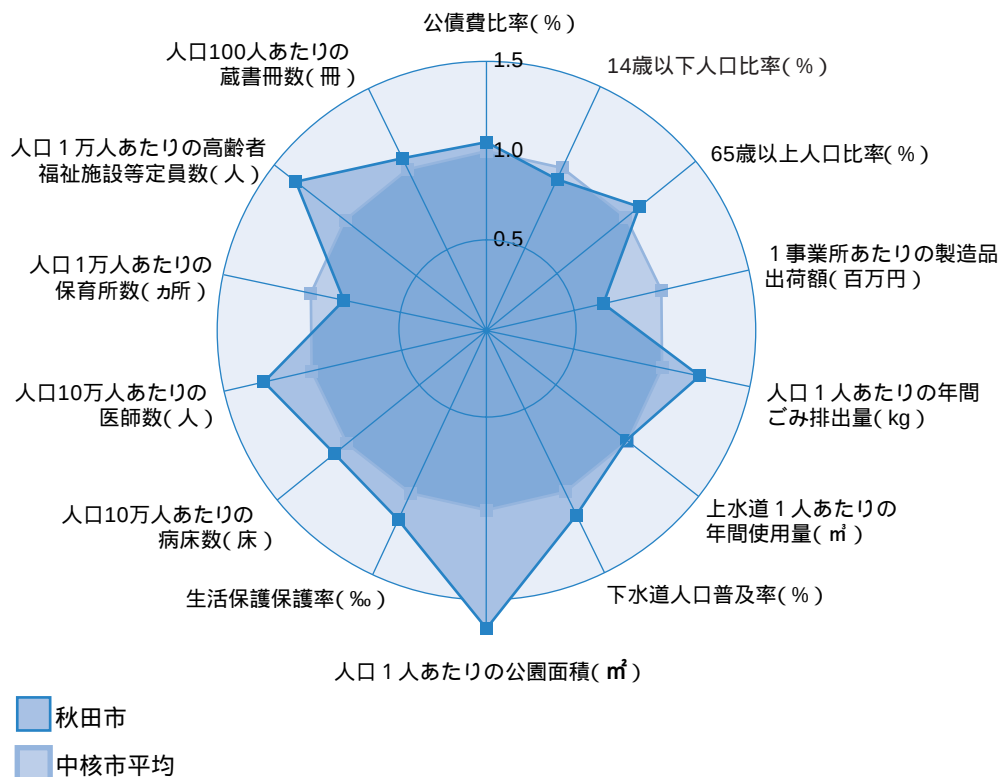
項目	指標	備考
1 上水道普及率	95.2%	・平成17年度末現在 ・給水人口を行政区域人口でわったもの
2 公共下水道普及率	84.3%	・平成17年度末現在 ・処理人口を行政区域内人口でわったもの
3 都市公園面積	520.51ha	・平成16年度末現在
4 市道舗装率	87.5%	・平成17年度末現在 ・市道実延長に対する舗装済延長比率
5 病床数	1,918.1床	・平成16年12月31日現在 ・人口10万人あたりの病院・診療所の病床数
6 消防自動車保有台数	2.0台	・平成18年4月1日現在 ・人口1万人あたりの消防自動車数

●暮らし

項目	指標	備考
1 出生率	7.5人	・平成17年 年間出生数/年央人口×1,000(人口千人あたり)
2 合計特殊出生率	1.16	・平成17年 1人の女性が一生の間に産する子の数
3 乳児死亡率	0.8人	・平成17年 1年間の乳児の死亡数/年間出生数×1,000
4 高等学校進学率	97.5 %	・平成18年5月1日現在 ・高等学校進学者数を中学校卒業生数でわったもの
5 大学・短大進学率	50.7 %	・平成18年5月1日現在 ・大学・短大進学者数を高等学校卒業生数でわったもの
6 持ち家比率	64.3 %	・平成17年国勢調査 ・持ち家に住む一般世帯数/住宅に住む一般世帯数×100
7 1世帯あたり床面積	103.7㎡	・平成17年国勢調査
8 自動車保有台数	673.7台	・平成17年度末現在 ・人口千人あたり
9 刑法犯発生件数	8.7件	・平成18年 ・1日あたりの刑法犯認知件数 ・交通事故関係は含まない
10 交通事故死傷者数	6.3人	・平成17年 ・1日あたりの交通事故死傷者数
11 火災発生件数	79件	・平成18年 ・年間計

【参考】統計データによる中核市平均との比較

以下の図表は、中核市に関する基本的な事項を比較参照することを目的に、毎年、中核市市長会が取りまとめている「都市要覧」の中から、都市の姿を表す指標や市民生活に関わりの深い指標などの14項目を抽出し、秋田市と中核市の平均を比較したものです。



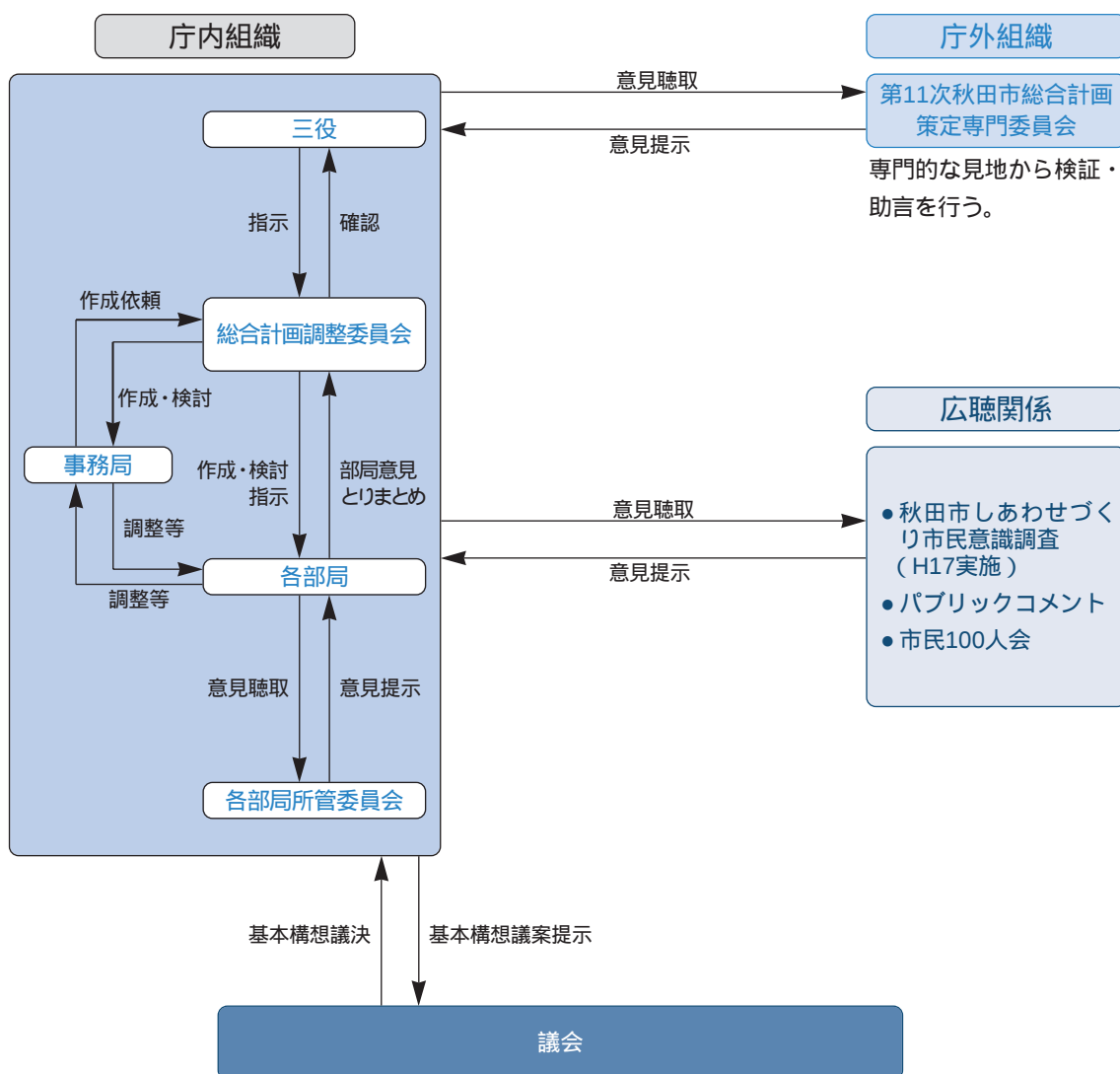
指標名	公債費比率(%)	14歳以下人口比率(%)	65歳以上人口比率(%)	1事業所あたりの製造品出荷額(百万円)	人口1人あたりの年間ごみ排出量(kg)	上水道1人あたりの年間使用量(m³)	下水道人口普及率(%)
秋田市	16.8	13.3	20.5	909	508.4	127.6	83.8
中核市平均	15.8	14.4	18.8	1,438	419.3	129.3	70.8
指標名	人口1人あたりの公園面積(m²)	生活保護保護率(‰)	人口10万人あたりの病床数(床)	人口10万人あたりの医師数(人)	人口1万人あたりの保育所数(カ所)	人口1万人あたりの高齢者福祉施設等定員数(人)	人口100人あたりの蔵書冊数(冊)
秋田市	15.6	15.0	1,747.8	321.2	1.3	84.5	166.9
中核市平均	9.2	12.8	1,600.0	255.0	1.6	63.2	181.1

中核市との比較のため、前ページの指標と統計調査時期が異なり、数値に差が生じているものがあります。

出典：「都市要覧」(平成18年3月 中核市市長会編集)

3 策定体制

● 第11次秋田市総合計画策定体制



●第11次秋田市総合計画策定専門委員会設置要綱

【平成18年4月14日 市長決裁】

（設置）

第1条 第11次秋田市総合計画（以下「総合計画」という。）の策定にあたり、第11次秋田市総合計画策定専門委員会（以下「専門委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 専門委員会は、次の事務を所掌する。

- （1）総合計画策定に関わる調査、検証を行うこと。
- （2）総合計画策定に関わる助言、提言を行うこと。
- （3）その他必要な事項に関すること。

（委嘱）

第3条 委員は、市長が委嘱する。

2 委員の定数は15名以内とする。

3 委員の任期は、委嘱の日から平成19年3月31日までとする。

（委員長等）

第4条 専門委員会に委員長を置き、委員の中から互選する。

2 専門委員会に副委員長を置き、委員長が指名する。

3 委員長は、会務を総理し、専門委員会を代表する。

4 委員長に事故ある場合においては、副委員長、または、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第5条 専門委員会の会議は、市長が招集し、委員長が議長となる。

（事務局）

第6条 専門委員会に事務局を置き、事務局員は、企画調整部企画調整課の職員をもって充てる。

（委任）

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営その他に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付則は省略

● 第11次秋田市総合計画策定専門委員会委員名簿

【50音順】

	氏名	役職
委員長	池村 好道	秋田大学副学長
副委員長	賢木 新悦	北東北広域連携推進協議会会長
委員	石沢 真貴	秋田大学教育文化学部政策科学講座助教授
	折田 仁典	秋田工業高等専門学校環境都市工学科教授
	木村 一裕	秋田大学工学資源学部土木環境工学科教授
	小西 知子	あきたNPOコアセンター理事長
	佐々木 久長	秋田大学医学部保健学科基礎看護学講座助教授
	佐藤 裕之	市民協働プロジェクト市民委員会委員長
	蒔田 明史	秋田県立大学生物資源科学部准教授
	松葉谷 温子	前秋田市助役
	森 和彦	秋田大学教育文化学部教育心理学講座教授
	渡部 毅	秋田経済法科大学法学部教授

●秋田市行政審議委員会規程

【昭和40年6月25日 訓令 第11号】

（設置）

第1条 市行政の効率的な運営を図るため、秋田市行政審議委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 委員会は、次に掲げる事務について審議し、市長に意見を具申する。

- （1）重要又は新たな施策に関すること。
- （2）地域開発に関すること。
- （3）行政上の機構および組織ならびにこれらの運営に関すること。
- （4）その他市長が特に命じた事項に関すること。

（組織）

第3条 委員会は、委員長、副委員長および委員をもって組織する。

2 委員長、副委員長および委員は、次の職にある者をもって充てる。

委員長 飯塚助役

副委員長 大山助役

委員 収入役、教育長、総務部長、企画調整部長、財政部長、市民生活部長、福祉保健部長、保健所長、環境部長、商工部長、農林部長、建設部長、都市整備部長、地域振興局長、国体局長、市勢活性化推進本部長、安全安心対策推進本部長、収入役室長、秋田公立美術工芸短期大学事務局長、市立秋田総合病院事務局長、上下水道事業管理者および消防長

3 委員会に臨時委員を置くことができる。

（委員長および副委員長）

第4条 委員長は、委員会の会務を総理する。

2 副委員長は、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 会議は、委員長が招集し、委員長は、その議長となる。

（幹事）

第6条 委員会に幹事を置き、幹事は、企画調整部次長、企画調整課長および企画調整課長補佐の職にあるものをもって充てる。

2 幹事は、委員長の命を受けて委員会の事務に従事する。

（委任）

第7条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営その他に関し必要な事項は、委員長が定める。

付則は省略

●秋田市総合計画調整委員会設置要綱

【平成13年8月29日 企画調整部長決裁】

（設置）

第1条 第10次秋田市総合計画（以下「総合計画」という。）の円滑な実施に資するため、秋田市総合計画調整委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会は、次の事務を所掌する。

- （1）総合計画の進行管理に関すること。
- （2）社会情勢の変化に対応した、計画内容の調整に関すること。
- （3）次期総合計画の策定に関すること。
- （4）その他必要な事項の調整に関すること。

（組織）

第3条 委員会は、委員長、副委員長および委員をもって組織する。

- 2 委員会の構成は、別表1のとおりとする。ただし、次長が複数の部局では、当該部局長が指名する次長をもって委員とする。
- 3 委員会に臨時委員を置くことができる。

（委員長および副委員長）

第4条 委員長は、委員会の会務を総理する。

- 2 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。

（会議）

第5条 委員長は、会議を招集し、その議長となる。

（部会）

第6条 特定政策事項等について調整するため、委員会に部会を置く。

- 2 部会は、部会長、部会長代理および部会員をもって組織する。
- 3 部会長は、部会を招集し、その議長となる。部会長に事故あるときは、部会長代理がその職務を代理する。
- 4 部会の名称および構成は、別表2のとおりとする。

（事務局）

第7条 委員会の事務局は、企画調整部企画調整課に置く。

- 2 部会の事務局は、部会長が指定する課所室に置く。

（委任）

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営その他に関し必要な事項は、委員長が定める。

付則は省略

別表1（第3条関係）

委員長	飯塚助役				
副委員長	大山助役	企画調整部長			
委員	総務部次長	企画調整部次長	財政部次長	市民生活部次長	農林部次長
	福祉保健部次長	保健所次長	環境部次長	商工部次長	
	建設部次長	都市整備部次長	地域振興局次長	国体局次長	
	市勢活性化推進本部副本部長		安全安心対策推進本部副本部長		
	秋田公立美術工芸短期大学事務局次長		市立秋田総合病院事務局次長		
	収入役室副理事	教育委員会教育次長	消防本部次長	上下水道局次長	

別表2（第6条関係）

部会名称	部会調整事項	部会長	部会長代理	部会員
公共施設複合化検討部会	各種公共施設のあり方の見直しおよび施設複合化を前提とした全市的なバランスと地域特性を考慮した公共施設の再配置に関すること。	企画調整部次長	教育委員会教育次長	総務部次長 財政部次長 市民生活部次長 福祉保健部次長 農林部次長 都市整備部次長 地域振興局次長 消防本部次長
行政評価検討部会	行政評価システムの検討に関すること。	総務部次長	財政部次長	企画調整部次長 都市整備部次長 消防本部次長
引継ぎ公共施設検討部会	市町合併に伴って市財産となった公共施設の今後のあり方に関すること。	企画調整部次長	地域振興局次長	財政部次長 市民生活部次長 福祉保健部次長 商工部次長 農林部次長 都市整備部次長 収入役室副理事 教育委員会教育次長 消防本部次長

●事務局

企画調整部長	木内鑲生
企画調整部次長	石谷雄一
企画調整部企画調整課長	高橋善健
企画調整部企画調整課長補佐	山田裕之
企画調整部企画調整課主席主査	荻原信彦 納谷信広
企画調整部企画調整課主査	尾形浩子 奈良年洋 藤原健一 栗林律人
企画調整部企画調整課主事	菊地 真 松橋良子 戸堀敏孝 藤原 守 山上利香子 伊藤 健